

## 福井県教育振興基本計画(案)に対するパブリックコメントについて

### ○ 計画の策定について

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
1	「福井県教育振興基本計画策定事業」は、2010年度に予算計上されていたものが今年度にずれ込んでいる。策定が遅れた理由を示してほしい。	この計画案については、教育・文化ふくい創造会議での議論をはじめ、昨年末に策定された「福井県民の将来ビジョン」の内容を基本に策定作業を進めてきました。 このため、本年度6月補正予算で盛り込んだ新たな事業との整合性をはかることから、6月議会前に公表した次第です。
2	計画決定が8月中と報道されているが、それでは2011年度が4か月以上過ぎることになるので、計画年度を2012年度以降に変更すべきではないか。	
3	2010年度の事業カルテに、教育振興基本計画策定事業の内容として「県内各関係団体との懇談会を開催」が掲載されているが、当該懇談会の開催日時、場所、懇談のテーマ、出された意見などを示してほしい。	この会議は、平成22年7月15日(木)に県庁7階特別会議室において公開のもと開催した「福井県民の将来ビジョン」分野別意見交換会(人づくり)です。教育関係団体等から17名の方に出席いただき、人づくりをテーマに実施しました。会議の中では、「発達障害への対応の重要性」や「教員の負担軽減」「平成30年国体に向けた人材確保」「家庭教育・親育ての推進」「インターンシップによる人材育成」など様々なご意見をいただきました。(詳細は、県政策推進課ホームページ「福井県民の将来ビジョン」中の「分野別意見交換会の実施」からご覧いただけます。)
4	教育振興基本計画について、県民に開かれた専門的な検討機関を早急に設置し、十分な検討を行うべきである。計画案の策定段階から県民から十分な意見を聴く場を設けていないのでは、信頼関係や協力関係を築くことは困難だと考える。	この計画は、「福井県民の将来ビジョン」や3次にわたって開催した「教育・文化ふくい創造会議」を基本として策定するものです。 将来ビジョンの策定のみならず、教育・文化ふくい創造会議においても県内外の有識者による会議を15回にわたり開催したほか、委員による授業見学や校長・中堅教員との意見交換、教員の多忙化等についてのアンケート調査等を行っており、こうした内容を本計画案にも反映しております。 なお、今回、パブリックコメントでいただいたご提案等につきましても、内容を十分に検討し、取り入れるべきものは取り入れながら、よりよい計画にしていこうと考えています。
5	県の考え方とともに公表するとしているパブリックコメントは期間は2週間と短い、県民の意見は基本計画に反映されるのか。	
6	県議会等の議論を踏まえ8月中にも正式決定しているが、あまりに拙速である。基本計画策定に関する検討会を立ち上げて、県民に公開した議論を行うべきである。	
7	各都道府県の教育振興基本計画は、国の教育振興基本計画を踏まえることが条件であるため、一定の枠の中で作成されており、各都道府県における「現状と課題」が、計画の「目的」や「施策」に必ずしもつながっておらず、福井県も例外とは言えないのではないかと。 また、全国的に、学力テストやセンター試験の順位の向上を意識した学力向上対策に躍起になる傾向が強いが、そうした順位の向上・維持を意識した施策であるならば教育の振興とは言えないのではないかと。	
8	教育振興基本計画案は知事のマニフェストを色濃く反映している。教育内容を上から決定し、教育現場や子どもたちに一方的に押し付けるやり方では、それぞれ課題が異なる学校において有効に機能するとは思えない。むしろ、教育行政の本来の責任である各学校で独自に教育活動が行える教育条件整備にこそ力を注ぐべきである。	
9	基本計画の内容は、知事の3期目のマニフェストが色濃く反映されているという印象を受ける。 基本計画の第2章に「本県教育の現状と課題」の分析があるが、その分析から「基本目標」が導き出されたのではなく、「5年間の施策の展開」が先に決まっている中でまとめられているのではないかと。	教育基本法で、「地方自治体も国の計画を参考にして、地域の実情に応じた計画の策定に努める」とされていることを受け、各都道府県では、それぞれの地域の現状と課題を踏まえて、独自の教育振興基本計画を策定しています。 本県においても、計画の中で、学校、家庭、地域の高い教育力をベースに、豊かな心とたくましく生きる力を育むとともに、子どもたちが自らの将来に「希望」を持って粘り強く学び・行動する「挑戦力」を最大限に伸ばす教育を、県民や企業などの協力を幅広く得ながら進めていくこととしています。

○ 生きる力につながる確かな学力の育成について

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
10	子どもたちは、先生からやりなさいと言われたことをこなしているだけのような感じがしており、自発的に勉強する姿勢を学校でも教える必要がある。	小中学校においては、国や県の学力調査等の分析により児童生徒の課題を明らかにし、分析結果に基づいた教員向けの指導事例集や保護者向けのリーフレットの作成・配布により、学校・家庭とともに課題の改善を進めていきます。高校においても、学力・学習状況等の分析や指導方法の改善を通して、生徒の希望や目標に応じた「わかる授業」づくりを進めます。
11	「国や県の学力調査結果を分析し、保護者向けのリーフレットや教員向けの指導事例集により児童生徒の課題の改善を進める」とあるのは、分析結果やリーフレット、指導事例集を活用することで児童生徒の課題が改善するという意味にとらえればよいのか。	県では、国や県の学力調査等の分析により児童生徒の課題を明らかにし、それらに基づき教員向けの指導事例集や保護者向けのリーフレットを作成しています。これらを活用するなどしながら、学校・家庭とともに課題の改善を進めていきます。
12	福井県で、子どもたちの活用力を育てるような授業方法を開発して、真の学力日本一を目指してはどうか。	全国学力・学習状況調査での課題の一つとされた「活用する力」の育成のため、県では平成21年10月に「元気ふくいっ子学力向上センター」を設置し、指導法の研究・実践を進めるとともに、県独自の学力調査の中に活用する力を問う問題を加えるなどの改善を行っています。
13	討論、意見交換、ディベート、ディスカッションをし、意見をまとめてデモンストレーションをさせるといったような、発表力、討議力を養う授業形態を重視すべきではないか。	新しい高等学校学習指導要領においては、確かな学力を育成するため、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させることと、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むことの双方が重要であると謳われています。
14	講義形式では考える力は養われないので、話し合い形式の授業を多く取り入れるべきである。事前に課題を自宅学習させ、学校ではそれを基に、先生が質問を投げかける討議形式の授業をすることが必要だと思う。	このことを踏まえて、すべての教科において言語活動の充実に配慮することが求められており、各学校においては、生徒が自分の考えをレポートにまとめ、発表し合うことなどを通して、基本的な知識・技能の活用を重視した授業を行っています。
15	「本当に必要な学力」とは何か、父母・地域が求める力とは何かを検証すること。受験のみの狭い使い捨ての学力基準だけでよいのか。学校は、予備校、専門学校、企業の研修施設ではない。	教育・文化ふくい創造会議の提言の中にもあるように、福井県の子どもたちが、将来、社会の中で活躍できる大人になるためには、成長の各段階において基礎的な学力を身に付け、自ら考え、主体的に行動することができる、人間としての総合力（「総合的な学力」）を育むことが大事であると考えています。
16	数学の教員として近年感じていることは、「数学を勉強して、将来何の役に立つのか」と疑問を持つ生徒が年々増えているということである。本県の子どもたちに、どのような教育が必要なのか、教育の本質に迫る議論が必要ではないか。	そのため、各学校では、「活用力・応用力」や「意欲」を高めるため教育活動の質を改善するとともに、子どもたちが規範意識や生活習慣、学習習慣を身に付けるよう、学校・家庭・地域の連携を一層強化したいと考えています。
17	今年から小学校1年生の学級編制基準が35人になったそうだが、今後、福井県はどのように少人数指導を行っていくのか、明確な計画を立ててほしい。	現在、本県で運用している「元気福井っ子笑顔プラン」は、小学校1年生から中学校3年生まで、各学年の特性を考慮したきめ細かな教育を行うために、教育・文化ふくい創造会議の議論や学校現場の声を反映して策定したものです。
18	中学校1年生の学級編制が30人で、2・3年生が32人であるが、将来的に1年から3年までをすべて30人とすることはできないのか。また、小学校5・6年生も将来的に32人程度まで縮小すれば、よりよい教育が進むのではないか。	特に、中学校については1年生を30人学級、2・3年生を32人学級とし、中1ギャップの解消や進路指導の充実のため、国の編制基準の40人を大幅に下回るものとなっています。今年度、国の基準の見直しに合わせ、小学校1年生を35人学級としましたが、来年度以降については、今後の国の検討状況を注目するとともに、本県においても現行のプランの成果や課題を検証し、見直しを進めることとしています。
19	「学力向上」「挑戦力」「希望」の実現のためにも、また「基準に合わない」子どもを切り捨てない学校と居場所づくりのためにも一人ひとりが見えるゆきとどいた少人数教育のプランを高校においても実現することが必要である。学校の規模をできるだけ小さく、小規模校・少人数学級にしていくことである。	高校の学級編制については、国の標準は40人学級となっているものの、本県においては、各学校において選択授業や習熟度別授業等の工夫がなされていることから、実質的には30人程度またはそれ以下での授業が行われています。一方で、学校が小規模化することは、学校行事や部活動の弱体化につながる懸念があります。今後も、生徒の状況や地域社会の要望に応えられるよう、カリキュラムの工夫や授業改善等により教育効果の向上を図っていきます。

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
20	「教員同士の学び合いの促進」の中に、県教育委員会と小学校や中学校の教育研究会など教員任意団体との連携を入れることは考えないのか。県教育委員会がそれらへの助言機能を強化することにより、すべての教科において、効率よく授業改善が進むと思う。	県では、小学校教育研究会や中学校教育研究会での研究発表について、全教科で指導・助言を行い、授業研究や授業改善に取り組んでいます。今後も、引き続き一層の連携を図り、授業改善につなげていきます。
21	世界の動き、特に東アジアの動きを学習させ、環日本海、環太平洋経済圏の実現に夢と希望を抱かせるべきである。同時に、東アジアの経済の現状と、その中で、児童生徒がどれだけ国の建設に役立とうと必死で勉強しているかを学ばせる必要がある。	県では、海外研修や海外の姉妹交流校をはじめ、東アジアの国・地域からの教育旅行の受入れ等による交流を進め、高等学校等において実態に即した国際感覚を養う活動を支援しています。 また、高等学校の地歴・公民科において、国際社会を教える際に、グローバル化だけでなく地域統合という観点からも、現在の国際情勢をとらえさせています。特に、日本においては東アジアとの関係が重要であるため、東アジアの人々の努力を認識させることにも配慮しています。
22	英語はできて当たり前で、それに加えて中国語か韓国語など東アジアの言語ができることが必要となる。語学は現在の学校教育の中でマスターさせることに限界があるので、自分自身のキャリアデザインに応じて、自分で集中的に学習すべきである。 可能ならば、学校で午前中や昼休み時間中など全員が英語をしゃべるなどの方法も工夫すべきである。	国際社会で活躍する人材を育成するため、小学校から高校まで一貫したカリキュラムの中で、英語に触れることが必要です。 このため、まずは英語教育に携わる教員の指導力の向上を進めるとともに、生徒に対しても、県立高校での「イングリッシュシャワー」の実施など、日常的に英語に触れる機会を増やします。
23	昨年度のAPEC大臣会合のレセプションでは、県内の中学生が参加国の大臣等の前で提言を行い、大いに自信をつけた。このような子どもたちの成長に活かされる機会を、県でも市でもよいので、たくさん作ってほしい。	このような機会は、児童生徒が夢や希望、働く意義や目標等を考える上で、よいきっかけになります。県では、本県ゆかりの著名人や各分野の第一線で活躍する方々と児童生徒が触れ合う機会を数多くつくっていききたいと考えています。
24	学校の教員には、うまくいかなかったことでもよいので、「なぜ教員になったか」自分自身の経験を子どもたちに話してほしいと思う。	
25	学校の授業の中で限界があるというのなら、長期休暇中に、アルバイト、ボランティア、インターンなどの社会体験をさせるとよい。	夢や希望を持ち、意欲を持って挑戦しようとする子どもを育成するためには、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を進めることが必要です。 そのため、教科等での学習だけでなく、職場見学や職場体験の充実を図るとともに、学んだことを記録し、自分を振り返る機会を増やす活動を取り入れたキャリア教育を進めていきます。
26	「どのようなレベルの生活を営みたいか」を考えさせたり、就職についても、「企業を選ぶのか、業種を選ぶのか」など様々な選択肢があることを学ばせるキャリアプラン教育を進めてはどうか。	また、インターンシップ（就業体験）を実施し、職業観・勤労観の育成を図っているほか、高校では、キャリア教育の一貫としてキャリアプランニングを取り入れている学校も多くあります。
27	「望ましい勤労観や職業観を育てる」ことに重点化し、憲法27条・28条、労働者保護法制に保障された「働くルール」「労働者の権利」等労働教育の観点が抜け落ちている。	
28	幼児教育プログラムに、感受性期と発達課題の知見を取り入れれば、単に「大人の行動をコピーする教育」から脱却できるのではないかと。 また、幼児を持つ若い保護者に、親としての感性を磨く情報提供の場を設定することにより、保護者がより子どもに接するようになり、子どもの情緒が安定し、能力向上にも寄与するのではないかと。	ご意見をいただいたとおり、それぞれの発達段階を踏まえた教育の充実が必要であると考えており、保育所、幼稚園、小学校だけでなく、保護者や地域と連携した本県の特性を活かしたプログラムを策定していきます。

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
29	特別支援学校の生徒が安心して学校生活を送れるよう尽力してほしい。例えば、通学などは保護者の負担を軽減できるように、スクールバスなどの手配をしっかりとしてほしい。	<p>県では、障害のある児童生徒が自宅から通学できるように、特別支援学校の適正設置を平成10年度から進めており、平成17年度に南越養護学校を設置したほか、平成25年度には奥越地区にも特別支援学校を設置する予定です。</p> <p>現在、特別支援学校の在籍者数は増加傾向にあり、特に知的障害を対象とした学校において増加がみられますが、学校間で大きな差があります。</p> <p>在籍者の増加による嶺北養護学校の狭隘化については、奥越地区の特別支援学校の開校により、ある程度は緩和されるものと思われませんが、各特別支援学校の在籍状況等を引き続き見極めながら、対応する障害の種別や、スクールバスの運行、寄宿舎のあり方について検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、検討に当たっては、関係者の意見を伺いながら、障害に対応した専門的な教育の充実や施設設備の確保等により、児童生徒が充実した学校生活を送ることができるように努めていきます。</p> <p>また、特別支援教育の地域のセンター的役割についても国の動向を踏まえながら、本県の実情に応じた体制の整備を進めていきます。</p>
30	「既設の特別支援学校についても見直しを行います」という記述が特別支援学校の再編統廃合を示唆しているのであれば問題である。むしろ嶺南西・南越・奥越の各特別支援学校への寄宿舎の設置などさらなる教育条件の充実を求める。 また、12年前の福井県特殊教育問題研究会のまとめに記述されていた、坂井地区における養護学校の新設について言及すべきである。	
31	特別支援教育に関しては、奥越地区特別支援学校の整備やスクールバスの運行や寄宿舎の役割の見直しについて言及されているだけである。嶺北養護学校に象徴されるように、特別支援学校の過密化・マンモス化が大きな問題である。また、特別支援学校には、年間1000件近くの相談が寄せられる地域のセンターとしての役割がある。特別支援学校の過密化と役割に見合う対策を取る必要があるのではないかと。	
32	奥越地区の特別支援学校について、寄宿舎の設置が予定されておらず、スクールバスによる送迎が考えられているが、奥越地区は、対象地域が広域にわたり児童生徒、保護者、教職員の負担を招くことや、積雪が多い地域であること、児童生徒の生活指導や自立支援に向けて寄宿舎が果たす役割が大きいことから、寄宿舎を設置すべきである。	
33	既設の養護学校では過大・過密化が進んでいる。奥越地区特別支援学校の開校によって若干緩和するものの、根本的な解決には至らない。かつて県特殊教育問題研究会も指摘したとおり、坂井地区での特別支援学校の新設が必要である。	
34	「既設の特別支援学校についても見直しを行います」とあるが、障害の重度多様化が進んでおり、それぞれの障害に対応した専門的な支援・教育と、障害に対応した施設・設備や専門的な知識・技術を持ったスタッフが欠かせない。安易な統合や総合養護学校への移行はすべきでない。スクールバスの運行や寄宿舎についても、経済効率優先で統合されることは教育活動の妨げになる。見直しがこうした観点でなく、それぞれの学校や寄宿舎の充実・発展を図るという観点で行われることを望む。	
35	特別支援学校ではセンター的役割を担うために、教育相談体制を整備し、年々増加する教育相談活動にあたっている。しかし、こうした活動に対する人的措置はなく、学校内でやりくりをしながら対応している状況である。教育相談活動の一層の充実には、人的配置をはじめとした教育条件整備が欠かせない。	
36	寄宿舎の意義・役割は変わっておらず、新設の特別支援学校への寄宿舎設置や老朽化した寄宿舎の増改築を怠ってきたことを見直すべきである。	
37	嶺北養護学校は、その施設に対し児童生徒数が超過し、教育活動にさまざまな支障が出ており、奥越地区特別支援学校が開校しても効果は限定的である。坂井地区の特別支援学校設に向けた施策を直ちに進めるべきではないかと。	
38	「既設の特別支援学校についても、対応する障害の種類、スクールバスの運行や寄宿舎の役割などについて見直しを行います」とされている点についても、必ず充実させる方向で進められることを望む。	

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
39	障害児教育においては、可能な限り早期の発見と支援が障害の改善につながるとされていることから、「小・中学校等における発達障害の早期発見・早期支援」に、幼稚園・保育所等を加えるべきである。	県では、障害のある幼児・児童・生徒を支援するため、特別支援教育センターと特別支援学校が幼稚園・保育所への教育相談・研修会を実施しています。 これからも、関係機関との連携による一貫した支援の充実に努めていきます。
40	小中学校の学力・体力は全国でもトップレベルの福井県だが、徳育の教育が足りないのではないかと。	子どもたちに豊かな人間性や社会性を育むことは重要なことであり、県では、自然の中での集団宿泊体験活動等の充実を進めるとともに、独自に道徳教育用教材を作成するなどして、自主・自立心や規範意識等を育てていきます。
41	「子どもの権利条約」の具体化が必要ではないかと。	子どもの権利条約は、平成元年の国連総会で採択され、わが国でも平成6年に批准されました。 言葉や暴力によるいじめ、大人による虐待など、子どもの人権問題は大きな社会問題になってきています。県では、学校・家庭・地域と連携しながら、子どもたち一人ひとりの人権が尊重され、個性が生かされる教育に取り組んでいきます。 また、各学校では、教育活動の中で、子どもの4つの権利「生きる権利」「保護される権利」「育つ権利」「参加する権利」が保障されるように取り組んでおり、特に、いじめや児童虐待については、相談体制の充実と、関係機関と連携した未然防止や早期解決に努めていきます。

### ○ 豊かな心と健やかな体の育成について

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
42	学校では、広く、浅く学習させ、特に現実社会に目を向けさせて、現実社会を踏まえた地に足のついた学習をさせることが必要である。現実を理解しているほうが、学習意欲がわくと思う。	小学校や中学校においては、新たな教科・科目を作ることには困難だと思いますが、これまで学校単位で行われた教育活動の枠から一歩踏み出し、学校と地域・企業・大学などのネットワークをつくり、外部の人材等と連携した教育活動を進めていきたいと考えています。
43	「省資源・省エネの家庭生活・社会生活の営み方」や「健康的な食生活の営み方」「ファイナンス(貯蓄と投資、保険・年金など)」のような内容の「ニューライフスタイル」という教科・科目を作り、学習させてはどうかと。	なお、高校では、必要に応じて、学校の届出により学校設定科目を設けることもできますが、環境やエネルギーなどの教育については、公民、理科、家庭などの普通教科や、工業、商業などの専門教科の中で、日常生活や社会生活との関連に配慮して取り扱っています。
44	今回の福島第1原子力発電所の事故を踏まえ、従来の「安全神話」に基づく原子力教育の抜本的な見直しに言及すべきである。	原子力関係の教育については、これまでも原子力発電の長所・短所の両方に触れながら指導するなどしているところであり、これからもこのような観点で、エネルギーに関する教育を進めていきます。
45	全国学力テストでは、優秀な成績を収めている一方で、読書習慣に課題があるとの結果も出ている。行政というより、家庭での意識づけの問題であるようにも思うが、子どもたちが本を読む環境を整えてほしい。	読書活動は社会全体で進めることが大切であり、県および各市町で策定されている子ども読書活動推進計画に基づき、読み聞かせを重点活動として、家庭、地域、学校を通じた読書活動を進めていきます。
46	体力向上というと、業間体育や部活動がクローズアップされる傾向にあるが、基本は授業体育にある。他の教科と同様に、体育の授業改善の方向性を示すことが必要である。また、遊びながら体力が育まれる「遊び場・遊具」等の環境整備についても一定の方向性を示していただけるとよい。	体力向上のためには、すべての児童生徒が参加する体育学習の充実が不可欠であり、各学校で策定する「児童生徒体力体育づくり推進計画」の中でも教科体育における取組みを位置付けています。 また、県では体育担当教員を対象にした実技講習会等を実施し、指導力向上を図っています。
47	性教育について特に記述は見られない。一時話題になったような過激なものはないと思うが、間違った性情報から子どもを守るという観点は必要である。	児童生徒の心身の発達段階を踏まえながら、適切な性教育を行うことは大事なことであり、教職員や保護者を対象とした講習会を行っています。 最近では、インターネット等ICTの普及等により、子どもたちが危険な情報に触れることが多くなっており、情報モラル教育も充実させていきたいと考えています。

○ 信頼される学校づくりの推進について

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
48	現在、運動公園内にある教育研究所をふくい健康の森に移設してはどうか。近頃は、学校の先生が心の病気になるっており、緑いっぱい自然の中で心身を治すべきである。また、スポーツ指導者が研修を受ける場所としても最適だと思う。	教育研究所のあり方等については、これからの教員研修のあり方を検討する中で、検討していきたいと考えています。
49	教職員の長時間過密労働を解消するため、より具体的な方策を示してほしい。	教職員の多忙解消策として、これまで、「教材支援システム」の充実や教職員一人1台のパソコンの配置、調査文書の見直しなどを進めてきました。引き続き、こうした対策を充実していくとともに、学校事務の共同実施やICTを活用した校務システムの導入を検討していきます。
50	試行中で問題点も指摘されている「教職員評価システム」を「活力ある学校づくり」に位置付けること自体に無理があるのではないか。	教職員評価システムは、面談を通じた風通しの良い職場づくりを目指しています。これを通して、業務を自ら振り返り、さらに管理職の指導助言により、資質能力の向上が図られます。また、適切な評価を得ることにより意欲が向上するとともに、スクールプラン達成のために教職員が一体となって取り組むことから学校組織の活性化が図られることが期待されます。
51	教員評価システムについて、「業務評価」は不要であり、かえって教職員が不信感を持つことにつながる。また、目標管理を簡素化し、面談等について教職員の合意を得て行わなければ、「教職員の多忙」を進め、「教員が児童生徒と向き合う時間」が削減されることになる。「教員の多忙」は深刻な状況であり、それを進めるものはやめるべきである。	なお、これが教職員の多忙化につながらないように、今年度から目標管理票の簡素化や面談の実施時期等の弾力化を行うとともに、中間面談を原則不要とするなどの改善を行いました。
52	子どもが加入している高校の運動部は、毎日遅くまで練習し、土・日も練習している。生徒も顧問の先生も大変だと思うので改善してほしい。	高等学校の部活動については、各学校がそれぞれ定めるルールに基づき運営しています。今後策定を進める「部活動ガイドライン」の中で、適正な活動時間や休暇の取り方など、児童生徒の発達段階や校種等に応じた部活動のあり方について検討していきます。
53	県内すべての小・中・高校に出向いて、スポーツ少年団や部活動の実態調査をしてほしい。内容は、「部員数と指導者の数が適当か」「練習のスペースが十分か」「送迎等で保護者に金銭的、または身体的な負担をかけていないか」である。	部活動については、現在、少子化による学校の小規模化に伴って、部の減少や専門性を有する指導者の不足等の問題が生じてきており、各学校や中学校・高等学校の体育連盟等と連携しながら、部活動活性化の方策を検討していきたいと考えています。 スポーツ少年団については、本県では平均して団員4人に対して指導者1人の割合で指導が行われており、全国トップクラスの状況です。また、指導者や保護者会の研修会が毎年実施されており、こういった場で様々な意見が交換され、運営の活性化が図られています。 なお、各学校の部活動に対して、県や市町では、大会派遣にかかる費用を補助しています。
54	小規模校は「切磋琢磨が困難なこと」を再編の理由に挙げているが、小中高等学校の教育条件の整備を進めることを大切にして、再編ありきでなく、少人数学級など工夫した対応が必要である。 また、高等学校や特別支援学校にも、小中学校の「笑顔プラン」と同様な対応を行うことを振興基本計画に盛り込むべきである。	本県では、元気福井っ子笑顔プランによる独自の少人数学級を進めています。その一方で、県内小中学校の児童生徒数は、いずれもピーク時の4割程度にまで減少し、それに伴い、7人以下の学級の割合もそれぞれ全体の1割を占めるまでになるなど、一部の学校を除いて小規模化が進んでいる状況にあります。
55	「クラス替えができない」「全教科の担任を配置できない」という理由で再編・統廃合するのは、公教育の縮小・切り捨てにつながる。むしろ、小規模の方がゆきとどいたきめ細かい指導が可能で、教職員集団の共通理解がはかりやすいなど教育効果が大きい。多様な科目設置ができないのは、財政効率を優先し、小規模校に対して多様な教育を保障する予算や教職員配置などの条件整備をしようとするのではないか。	また、高校については、国の標準は40人学級となっていますが、本県においては、各学校において選択授業や習熟度別授業等工夫をして、実質的には30人程度かそれを下回る規模で授業が行われています。 今後、さらに少子化が進行することを考えると、これ以上の学校の小規模化は、学校活動や部活動等の運営に様々な影響を与えることから、統廃合は避けられない状況にあると考えられます。
56	「小規模校では切磋琢磨できない」という教育効果についても、少数の勝ち組と多数の負け組とを生み出すこと、再編が格差づくりであって地域に根差した改革ではないことから見直しをしている自治体もある。課題のある子どもや学校を切り捨てるのではなく、教育は均等にお金をかけるべきである。	

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
57	<p>少子化の影響により高校生の数が減少しているのに、受け入れる高校だけがそのままでは、学校運営に支障が出ないとも限らない。地元や卒業生の意向もあり簡単にはいかないと思うが、県としてしっかりと進めてほしい。</p>	<p>少子化の影響により、平成22年3月の中学校卒業生数がピーク時（平成元年3月）の6割程度にまで減少し、県立高等学校の小規模化が予想されています。</p> <p>こうした中で、県では、平成20年10月の県高等学校教育問題協議会の答申に基づき県立高等学校の再編整備を進めており、平成23年4月には、奥越地区において本県初の総合産業高校となる「奥越明成高校」を開校しました。</p> <p>これからも、再編整備に当たっては地域住民と意見交換を行いながら、これからの子どもたちのことを第一に考えて進めていきます。</p>
58	<p>「普通科単独校化」は、高校を進学予備校化するだけではないか。大人になれば、いろいろな境遇や世界観を持つ仲間と社会を築いていく必要があり、高校を統廃合するなら、むしろすべての子どもたちが同じ学校で学び理解しあえる環境をつくるべき。</p>	<p>県内には多くの普通科高校がありますが、それぞれ学力だけでなく豊かな人間力を育む教育を行っています。</p> <p>また、大学等への進学志向も高まってきており、多様な進学ニーズに応えるためには、普通科に絞った教育も必要と考えます。</p>
59	<p>高校の適正規模を1学年4～8学級としているが、小規模校においても特徴ある教育を進めている。「適正規模」の考えをもっと柔軟に改める必要がある。</p> <p>再編計画案には「普通科単独校化」と記述されているが、併設校を望む意見も多くあり、一方的に方針を示して再編を進める事態はあってはならないと考える。</p>	<p>小規模校においては、きめ細かな指導が可能になる反面、学校行事・部活動・生徒指導等における活力が失われ、また、専門教科教員の配置も困難になるなど、生徒にとっては基本的には一定の学校規模が必要であると考えています。</p> <p>なお、再編整備に当たっては、地域住民と意見交換を行いながら、これからの子どもたちのことを第一に進めていきます。</p>
60	<p>定時制・通信制教育について一切記述がないのはなぜか。また、定時制・通信制教育に関して、全県一律の単位制・2学期制の実施について抜本的な見直しを行うことなど教育条件整備を盛り込むべきである。</p>	<p>定時制・通信制課程については、従来の「働きながら学ぶ」生徒の教育の場という役割に加えて、不登校経験者や他の高校等からの転入・編入者等多様な生徒の教育の場としての役割が求められています。</p> <p>こうしたことから、平成20年の高等学校教育問題協議会の答申を受け、さらに定時制・通信制課程の学校関係者や各界の方々の意見をお聞きして、平成22年度に「単位制」、「2学期制」、「3年修業制度」の導入を行い、さまざまな課題のある生徒たちの受入れにも対応できるシステムに変更したところです。</p> <p>このようなシステムの充実について、引き続き進めていきます。</p>
61	<p>「福井型18年教育」は、4年間かけて卒業する定時制・通信制の生徒や中学を卒業して社会に出る子どもを除外するととられる不適切な表現ではないか。</p>	
62	<p>2010年度からすべての定時制高校が単位制に切り替えられた。県立高校の再編整備計画の中では、養護教諭やカウンセラーの配置が必要と言及したものの、具体的な配置は何ら変わっていない。基本計画において、定時制通信制高校の現状分析やこの間の施策の総括が必要ではないか。</p> <p>また、「再編整備計画」では、今後夜間定時制を可能な限り昼間定時制にと言及しているが、その方向性は変わっていないのか。</p>	
63	<p>基本計画では、定通制高校が扱われていないように思うが、重視しないということなのか。</p> <p>定通制高校の教育環境整備についても言及してほしい。</p>	
64	<p>定時制高校への単位制導入に伴い、受講生徒数の急増や施設・設備の不足などの問題が出てきている。</p> <p>新制度を導入したのだから、功罪の検証をし、弊害が大きいのであれば抜本的な改正をしてほしい。</p> <p>また、大阪で導入された学年制的な運用など、運用の仕方を検討してほしい。</p>	

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
65	定時制・通信制教育についても基本計画に織り込むこと。特に、単位制・2学期制の見直し、正規養護教員の配置とスクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置の拡充、不足している施設や設備の確保、20人以下学級編制による教員配置の拡充を望む。	定時制・通信制課程では、さまざまな課題のある生徒に対応する必要があることから、カウンセリング担当の教員の配置に加えて、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置しています。 教育相談体制の一層の充実に向け、各学校の状況等を踏まえながら、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの効果的な配置に努めていきます。
66	昨年度のSC、SSWの配置は画期的だったが、カバーする範囲が広すぎるため、配置の拡大や予算の拡充をお願いしたい。	
67	学力不振の生徒や軽度発達障害が疑われる生徒、不登校経験者など定時制高校には様々な生徒が来ている。他校でも授業中の私語や立ち歩き等で授業が成立しかねるため、複数教員による指導を行わざるを得ない学校もある。こうした事態を理解し、教職員の手厚い配置をお願いする。	
68	経済的に困難な子どもたちの修学に道を開くために、県独自の給付型奨学金制度の創設を計画に盛り込んでほしい。	平成17年度に旧日本育英会の高校奨学金が県に移管されて以来、県では、希望する生徒に一人でも多く奨学金を貸与できるよう拡充に努めてきました。 経済情勢が厳しい中であって、限られた財源を生かしながら、奨学金制度の充実にも努めていきたいと考えています。
69	東日本大震災において、避難所として学校施設が重要な役割を果たしている。県内の全学校施設の耐震化を進めることが重要であり、計画の中に耐震化の進め方を明記してほしい。	県立学校の耐震化は、特別支援学校については昨年度すべて完了し、高等学校についても平成27年度までの完了を目指して計画的に進めています。 また、小中学校の施設についても、国が国庫補助率のかさ上げ措置を平成27年度まで延長したことから、県としても、市町が早期に小中学校の耐震化を完了できるよう支援していきます。

### ○ 家庭・地域の教育力の向上について

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
70	中学校区内の小・中学校でのあいさつ運動では、教員と地域住民と一緒に交通安全指導等の活動ができ、かつ小・中学校の連携にもつながり意義のある活動であった。教員にとっても、子どもたちの登下校の様子だけでなく地域の様子も分かるため意義のある活動だったと思うが、このような活動が全県に広まればよいと思う。	子どもの規範意識を育て、あいさつなどの生活習慣等を身に付ける大切さを指導することは、本来、家庭や地域の役割でもあり、学校とともにすべての大人が手本を示すことが大切です。 社会教育団体や公民館、ボランティア団体、NPO等が協力し、地域が抱える課題に対応する体制づくりを支援していきます。
71	地域の大人たちが家の前に出て、しっかりと声かけをするなど、子どもたちを見守る環境をつくる必要がある。	
72	コミュニケーションの基本である「あいさつ」を最近の子どもたちはできなくなっていると思う。豊かな心を育むという以前に、地域でのあいさつ運動に取り組むことを提唱してはどうか。	

### ○ 生涯学習とスポーツの振興について

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
73	これから国体の準備が本格化すると思うので、子どもたちの思い出に残るようなイベントにしてほしい。	県では、昨年度からジュニア選手拡大事業として、オリンピック選手など有名選手を招へいし、小学生を対象とした体験チャレンジ教室を開催するとともに、様々な国体種目を体験してもらい、福井国体に向けた「未来のアスリート」の育成を目指しています。 また、「県民の元気と創意を結集した国体の開催」だけでなく、スポーツの県民生活への浸透や、国体終了後も子どもたちがトップアスリートを目指す環境づくりなど、夢や希望が持てる国体にしたいと考えています。



No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
74	今は、食育やメンタル面などさまざまな方向からサポートしないとよい選手が育たないため、指導者の育成が必要である。	国体終了後も、本県スポーツ振興の核となる指導者を、計画的に養成していきます。その中で、子どもたちの発育・発達を考慮した選手育成のため、医学的・科学的サポート方法なども研修します。

### ○ 心豊かな文化の振興について

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
75	福井県民はお金を出して芸術に触れようとする意識に乏しい印象を受ける。子どもたちが本物の芸術に触れ、体験できる機会をもっと増やし、大人になったとき、芸術文化を支える担い手となるための素地を作してほしい。	子どもたちが学校・地域・家庭において、身近に芸術・文化活動に参加できる機会を拡大します。 また、県立音楽堂において本格的なオーケストラを鑑賞したり、一流のアーティストから指導を受けたりする体験を充実するなど、子どもたちが本物の芸術・文化に触れる機会を拡充します。
76	文化芸術に触れることも、計画に記載のとおりでよいと思うが、具体的な方法としては、県美展などの優秀作品をいくつかに分けて、県内の学校で巡回展示するようにはどうか。 また、昼休みに音楽を流すなど、子どもたちが一番長くいる学校で芸術に触れる環境づくりを進めるのがよい。	

### ○ 計画の実現に向けて

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
77	高校に対する新規施策がたくさん盛り込まれているが、教職員の数を増やし、学校独自の教育を進めることが可能な教育条件整備についての展望を示すべきではないか。	県では、教育を県政の最重要課題の一つと位置付け、他県に先駆けた独自の教育施策を進めています。 しかし、地方の財政状況が厳しい中において教育予算も例外ではありません。また、学校施設の耐震化等、優先して進めるべき施策もあります。このような中において、教職員数を単純に拡大することは、児童生徒数が減少する中で困難な状況にあるといえます。
78	教育は財政効率や市場経済的な競争原理で議論されるのではなく、憲法で保障されたどの子にも等しく教育を受ける権利を保障するという観点で議論され、行政はこの条件整備のために政策を進めるべきである。	県では、引き続き児童生徒にとって最適な教育環境の整備に努めるとともに、教育は社会全体で担うものとの考えに立ち、県・市町等の行政機関だけでなく、企業やNPO等民間団体との連携も強めながら、教育条件の充実に努めていきたいと考えています。
79	教育行政は、教育に必要な諸条件の整備確立を目標として行われるべきであり、現場の教員が意欲を持って働けるように支援していただきたい。	
80	67ページの市町教育委員会との連携の中で、「小・中・高等学校等現場教職員」と記述されているが、特別支援学校が含まれていないのはなぜか。さらに、教職員が一体となって進める意識が必要ならば、計画を策定する前に現場教職員の意見をしっかりと聞く機会を設けるべきではないか。	「小・中・高等学校等現場教職員」は、公立学校の教職員すべての意味で用いておりましたが、わかりやすい記述に改めます。

### ○ その他

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
81	10ページに記載の「在籍児童数別学校数（公立小学校）」は、「在籍生徒数（公立中学校）」の誤りではないか。	記載誤りでした。申し訳ありませんでした。
82	教育振興基本計画の記述で、専門的な用語などわかりにくい表現が多々ある。用語の解説が必要ではないか。	記述については、わかりやすい表現を心がけていますが、専門的な用語等については、注釈を付けるなどしたいと考えています。